

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日がとる場合)  
(当該の翌日)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告示 字の区域の新設等(地方課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による医療機関の指定の辞退(〃)

木材業者等の登録(林務課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

都市計画事業の認可(二件)(下水道課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

新たに画する字の名称	同上の区域(平成三年五月二十一日現在の地番による。)
河岡字南屋敷 称 廃止する字の名	河岡字乱堂 河岡字乱堂の全域

鳥取県告示第七百九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎クリニック	鳥取市吉方二二二十三	平成三年十一月十一日
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	"
谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷二二一 十五	"
大谷医院	鳥取市湖山町三六八三	平成三年十一月十五日
尾崎外科診療所	鳥取市湖山町三六八三	平成三年十一月七日
八頭郡郡家町大字宮谷二二一 十五	鳥取市湖山町三六八三	平成三年十一月六日

## 鳥取県告示第七百九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百九十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 木材業者		登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
		八木第七〇号	平成三年七月十日	八頭郡郡家町大字土師百井	森木 鶴夫
八木第七一号		"	七月二十九日	" 智頭町大字口宇波一二六	林 茂幸
八木第七二号		"	九月二十七日	" 河原町大字渡一木二四三	中央建設株式会社 代表取締役 西田 春政
倉木第六九号		"	七月十二日	東伯郡赤崎町大字出上一八〇一三	前田 広光
米木第五二号		"	七月三十日	米子市皆生一六六一六	向井 保治
二 製材業者		登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製第四七号		平成三年六月二十九日	八頭郡智頭町大字智頭二〇四一九	西川 二三男	

## 鳥取県告示第八百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年十一月十五日

## 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市

鳥取県知事 西 尾 邑 次

役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第八百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年十一月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	
東郷羽合	東伯郡羽合町大字南谷字大上五 七八一一地先から同町大字光吉 字南津二〇一地先まで	前変後別更	
		敷地の幅員 (メートル)	(延 メートル)
変更前	四・六八	三四一・〇	
変更後	一八・八八 四三・八	三二七・三	

### 鳥取県告示第八百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次とのおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年十一月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の年月日
東郷羽合線	東伯郡羽合町大字南谷字大上五 七八一一地先から同町大字光吉字南 津二〇一地先まで	平成三年十一月十七日	
			平成三年十一月十五日

### 鳥取県告示第八百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 施行者の名称

国府町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 国府町公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成三年十一月十五日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地	<p>1 収用の部分 岩美郡国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、新町二丁目、奥谷一丁目、奥谷三丁目及び宮下</p> <p>2 使用の部分 なし</p>
鳥取県告示第八百四号	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成三年十一月十五日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>

鳥取県告示第八百五号	<p>1 収用の部分 昭和四十七年二月十八日鳥取県告示第百十六号、昭和五十二年四月二十八日鳥取県告示第三百五十二号、昭和五十三年六月一日鳥取県告示第五百五十四号、昭和五十五年二月十三日鳥取県告示第百五十四号、昭和五十八年九月二日鳥取県告示第七百七十号、昭和六十年六月二十一日鳥取県告示第六百八十九号、昭和六十二年十月六日鳥取県告示五百八十九号の事業地に鳥取市賀露町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町南二丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町、岩吉、商業町、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、南隈及び晚穂を加え、同市安長、秋里、江津、松並町二丁目及び松並町三丁目地内において事業地を変更する。</p> <p>2 使用の部分 なし</p>
二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取市	<p>1 施行者の名称</p> <p>2 使用の部分 なし</p>

二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取市	<p>1 施行者の名称</p> <p>2 使用の部分 なし</p>
三 事業施行期間 鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道	<p>1 施行者の名称</p> <p>2 使用の部分 なし</p>

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成三年十一月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により

昭和四十七年二月十八日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

平成3年11月15日 金曜日

## 鳥取県公報

告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 昂 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
倉吉市山根六三七番地五 有限会社杉本地所 代表取締役 杉本 功	倉吉市上余戸字隈ヶ坪二 二九一二、三三九一三及 び二三八一三の一部	幅員 五六〇九〇五 延長 九八・八二